

京都市告示第 222 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき ,平成 15 年 1 月 15 日
付けで認可した細野下住民の会について ,主たる事務所の所在地及び代表者変
更の届出があったので ,同条第 10 項の規定により ,次のとおり告示します。

平成 24 年 8 月 27 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字細野小字 久保 1 1 2 番地	京都市右京区京北細野町久保 1 1 2 番地

2 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字細野小字 上之町 , 上ノ町 , 下之町 , 久保及び下 ノ町の区域	京都市右京区京北細野町上ノ町 , 下之町 , 下ノ町及び久保の区域

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字細野小字 上之町 3 5 番地	京都市右京区京北細野町上ノ町 3 5 番地

(文化市民局地域自治推進室)